



©2013 kobe city No. R4-005

西区サポセン通信 Vol. 12

「コロナ禍における医療・介護の地域連携」

神戸市西区医師会 理事 早川 雅弘 氏



令和4年7月現在、収まりかかっていたCOVID-19が第7波として増加の一途を辿っている最中です。高齢者のワクチン接種4回目が始まり、医療従事者にも4回目接種が始まろうとしています。一体、何時まで繰り返すのか？すべての人がうんざりしていると思います。本当にウィズコロナの様相を呈してきており、以前のような外出規制や飲食店の時短要請等は経済を疲弊させるだけで効果的なワクチンにはならなくなり、外出時のマスク着用も外では熱中症のこともあり着用はしなくてよいと言われだしました。

3年前の当初の対応策として、不要不急の外出制限を強く呼びかけられ、COVID-19は恐ろしい感染症で重症化してしまい亡くなる人も多くいるとマスクミを中心に刷り込まれ、芸能人では誰それがCOVID-19で亡くなったと毎日のように報道されました。高齢者は怖い怖いと言って外出を控え、ワクチン接種を我先に希望し、そしてまた外出することを控えるという患者さんが増えていることを診療で実感しています。最近でも日々のニュースで感染者数が先週の同じ曜日より増えたと報道され、それを聞くと怖くなって自宅に閉じこもる。高齢者はそれによって運動不足に陥っていく。こんな現状はマスクミ報道の視点の悪さが原因の一つとしてあるように思う。感染者数が増加してきていることよりも、重症者や死亡者が増えているのか？重症化して死亡するのは、合併症の方が感染することで悪くなって死亡することが大半だと思われるが、感染者数も大事だが重症者の方に重きを置いての視点に変わらないのかと感じる。

そしてそれよりも大事なことは、普段からリスクとなる基礎疾患の治療と運動や外部との繋がりがとても大切だと伝えて欲しい。基礎疾患の治療をしっかりとしていれば重症化することが軽減されないか？運動不足によって基礎体力が低下し、免疫力も落ちていくことが感染しやすくなったり重症化することに繋がらないか？自宅に閉じこもっていると認知症発症の原因にならないか？重症化するリスクのある人は、希望あればワクチンを接種し、それと共に他人と話しをすること

(刺激のない生活ではなく、他人との関わりあいでの脳の刺激をすること)、運動をして基礎体力を維持することの必要性を伝えることがウィズコロナの時代に必要なことだと強く思う。

クリニックにいられている患者さんで自宅からほとんど出ない、明らかに運動不足に陥って筋力低下してきている人が何人か見受けられる。このような人の中に転倒しやすくなった、認知症状が出てきて物忘れがひどくなったと家族から言われる人が増えてきた。介護認定は家族が何とか申請するものの、実際に介護認定が下りてからでもデイサービスに行きたくないと言われる人が少なからずおられる。どうしても行きたくないなら訪問リハビリや買い物や掃除などしてもらおうサービス等を勧めても自宅に他人が入り込むことに抵抗があるような人がいる。核家族化してきたことでこのようなケースが増えてきているのかと思われるが、このような場合一長一短では解決せず、気長に説得したり、どのようなことなら受け入れてもらえるかを探っていくことが必要になるが、その人その人の情報を多職種にて共有し、自粛生活にて衰えてきていることを認識してもらって、生活スタイルを変えてもらうように周りの努力が必要になっている。



西区医療介護サポートセンターの働きで、多職種の連携・交流が図られるようになり、以前より情報共有や連携の重要性を皆が認識するようになってきたと感じる。医師・薬剤師・訪問看護師・ケアマネジャー・ヘルパー等それぞれが関わっていることで感じていることや問題点・課題等の情報を共有することがそれぞれのケースでの状況改善に少しでも繋がっていくことは、明らかだと思う。こんな時代だからこそ設立されたサポートセンターを積極的に活用して、状況打破していく、コロナに打ち勝つ、コロナ禍でもより良い生活・健康を維持していくサポートをしていくことが医療人としての出来ることではないのか？これがウィズコロナでの必要不可欠なことになってきたのではないかと感じる今日この頃です。

成年後見制度について 「入院・入所の際の保証人等がない場合に何が出来るか」

兵庫県社会福祉士会 副会長 榎本 昌起氏



成年後見事務には、大きく分けて「身上保護」と「財産管理」があります。成年後見人等の職務遂行上の基本的な活動指針として、身上配慮義務といわれるものがあります。(民法858条の規定)この規定は、成年後見人が行なうべき事務には、成年被後見人の「生活、療養看護及び財産の管理に関する事務」があり、これらの事務を遂行する際に、成年被後見人の意思を尊重し、さらに心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならないと明示されています。

成年後見業務を行なう上で、病院への入院や福祉施設への入居にあたって、被後見人等の身元保証人を求められることが多くあります。前提として、後見人等は連帯保証人にはなりません。万が一、後見人等が本人の債務等を支払うような事態が生じた場合は、最終的には、後見人等が被後見人等に求償権を有することになります。それは、後見人等と被後見人等との間で利益相反の関係となり、適正な後見事務継続が困難となり得ます。契約書等の修正を行ない、連帯保証人とならないようにしたうえで契約を締結することになります。

後見人等の予測される役割として、利用料等を期日までに支払う、様子に変化があったときに連絡を受けることがあげられます。それについては、後見人等の職務と考えられます。日用品を持ってくる、洗濯をする、外出させるなどの事実行為は、後見人等の職務ではありませんが、生活上必要な事項なので、成年後見人等の役割を説明した上で、病院・施設との分担、外部サービスの利用などを検討します。病院受診時の送迎、付き添いなどの事実行為も職務ではありませんが、急変時の受診先病院との対応、特に入院になった場合の手続きは後見人等の業務となります。

また、死後の引き取り、遺品の整理は基本的には遺族・相続人の行なうことです。家族や推定相続人がどこまで出来るのか、分担や連携を検討しておく必要があります。家族や推定相続人がいない場合は、後見人等としてどのように対応するのか想定し、病院や施設と事前に話し合っておく必要があると考えられます。

入院・入所の際の保証人等がない場合、後見人等が就いていれば、後見人等による身上配慮義務、善管注意義務により、病院や施設が求める役割に、対応は可能かと考えます。

善管注意義務とは、民法の委任に基づく受任者の一般的な注意義務で、「受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う」(民法644条)として、後見人等に準用されます。すなわち、身上配慮義務、善管注意義務により、成年後見事務を遂行することによって、利用料等を期日までに支払う、様子に変化があったときに連絡を受けること等、病院や施設が求める対応に応えることができるのではないのでしょうか。

2017年に成年後見制度利用促進計画が閣議決定され、2022年4月より、第2期計画がスタートしています。後見人等として活動する中で、制度の煩雑さや柔軟性に欠ける部分を感じることがあります。地域の中で制度を必要とする人が本人の意思を尊重され、本人を中心とした支援計画が検討なされたうえで、制度利用に繋がるシステムを構築することが、これからはより求められていると感じています。

(身上保護)

- ・ 病院等の受診手配、入退院等の契約、費用支払
- ・ 本人の住居の確保に関する契約、費用支払
- ・ 介護サービスの利用契約や施設などへの入所契約
- ・ 本人の状態や希望を尊重した代弁行為
- ・ 本人の住居確保のための情報収集及び意思確認
- ・ 入所先担当相談員等との面会、ケア計画の確認
- ・ ケア会議への出席、ケア履行の確認、連絡先の変更、住所変更を知らせる
- ・ 福祉・医療サービスの内容や履行状況を確認すると共に、必要に応じて改善を要求する
- ・ 本人を取り巻く支援関係者との連絡・調整

成年後見人等がやること

財産管理

- ・ 預貯金や現金の入出金管理
- ・ 不動産や車など資産の管理・処分
- ・ 税金の申告・納税
- ・ 年金などの申請や受取
- ・ 遺産分割



身上監護

- ・ 病院での手続きや支払
- ・ 医療や福祉サービスに際しての手続き
- ・ 住居の手続きや契約・支払
- ・ 生活状況の定期的な確認



監護とは「監督・保護」の事であり、看護や介護とは異なります

■ 第12回ワールド・カフェ♪

(多職種によるグループワークを活用した研修)
 開催日時：令和4年4月14日(木) 14:00～15:45
 場 所：オンライン(Zoom) 参加者：47名
 テーマ：「地域での看取りを知る」

～多職種からみた在宅看取り～

内 容：「在宅看取りの現状と課題について」
 神戸市ケアマネジャー連絡会理事
 藪本眞理子氏より報告/グループワーク/発表
 参加職種：医師、歯科医師、薬剤師、看護師、リハ職
 ケアマネジャー、あんしんすこやかセン
 ター職員、施設職員、訪問介護員

グループワーク内容：

1R「在宅看取りで重要な場面について思う事」

・本人家族の意思をくみ取り、経過を予測し病状変化への対応や説明が大切。

2R「チームで本人・家族をサポートする場面について思う事」

・医療介護の在宅チームで意向や今後の方針等確認していく事が大切。
 ・本人の病状の受容が不十分な場合は、病院や医療従事者から充分説明をしてもらう。その後のメンタルチェックが大切。

3R「第1・2Rに参加して思った事、伝えたい事」

・看取りは看護師に任せがちであるが、ケアマネとして本人家族の思いに寄り添い、すり合わせをしていく役割があると実感できた。
 ・本人家族の気持ちの揺らぎがある。在宅チーム間の情報の共有をタイムリーにしていく。
 ・家族の気持ちの変化、本人と家族の思いのずれの対応が難しい。



©2013 kobe city No. R4-005



神戸市ケアマネジャー連絡会
 理事：藪本 眞理子氏

アンケートより：

・チームでの支援の大切さがわかった。
 ・同職種多職種の看取りの支援や経験が聞けた。

まとめ：

藪本氏による「在宅看取りの現状と課題」は、在宅看取りの経験の少ない方にとって学びとなり「ラウンド」での話を深める事ができました。

今後の課題：

ワールドカフェへ未経験者が参加するにはまだ敷居が高い傾向にある。「話しやすく気軽に参加できる」という長所を伝えていきたいと思えます。

■ 第18回医療介護関係者による研修

開催日時：令和4年5月19日(木) 14:00～15:30
 場 所：オンライン (Zoom) 参加者：73名
 テーマ：慢性腎臓病と透析
 座 長：西区医師会 顧問 石原 健造氏
 講演者：いでクリニック院長 井出 孝夫氏
 内 容：講演・質疑応答
 参加職種：医師、歯科医師、薬剤師、看護師、リハ職、
 あんしんすこやかセンター、ケアマネジャー、介護士等

座長：
 石原 健造氏



講師：
 井出 孝夫氏

内 容：1. 腎臓の働き

2. CKD (慢性腎臓病とは)

3. 末期腎不全の治療選択

4. 血液透析について

5. 透析患者によくみられる症状・合併症



質疑応答：①シャントと血圧測定について

②シャント音を聞く部位について

③透析患者のカリウム制限について最近の考え方

④透析を受けない選択をした場合の緩和ケア

感想：①CKD状態は脳卒中や心筋梗塞に3倍かかりやすい。生活習慣病の取り組みが大切と知った

②透析患者のしんどさや痒みについて知る事ができた。今後少しは寄り添えそう。

まとめ：医療職にも福祉職にも知りたい内容。

薬剤師とケアマネジャーの参加が多かった。

わかりやすく研修の役立ち度が98%と高評価。

今後に向け：①簡単な研修内容は「研修報告」としてサポートセンターホームページに掲載中です。

②講演内容を動画研修として公開中です。

(8月10日まで)

■ 第10回多職種連携事例検討会

開催日時：令和4年6月16日(木) 14:00～15:40
 場 所：オンライン(Zoom) 参加者：65名
 テ ー マ：「入退院支援における多職種連携」

座 長：西区医師会 副会長 久野 秀樹氏

パネリスト：神戸市市立西神戸医療センターMSW 菅田 大介氏

みどり訪問看護ステーション看護師 小川美智代氏

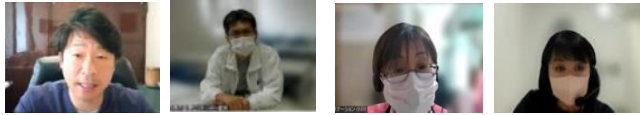
ケアプランセンターたまつ管理者 政井伊久美氏

内 容：事例説明、パネルディスカッション、
 意見交換、質疑応答

参加職種：医師、歯科医師、薬剤師、看護師、リハ職
 管理栄養士、あんしんすこやかセンター職員
 MSW/PSW、ケアマネジャー、施設職員、訪問介護員

■第10回多職種連携事例検討会 (前頁より続き)

事例: コロナ禍で入退院を繰り返す独居高齢者に
対し、病院と在宅支援チーム間の情報共有・
連携を行い現在も自宅で過ごされている事例



座長:久野秀樹氏 パネリスト:菅田大介氏 パネリスト:小川美智代氏 パネリスト:政井伊久美氏

パネルディスカッション:

①入退院時の情報共有で心がけている事

CM: 入院時=環境・住居・家族関係

Ns: 入院時=在宅療養の状況 退院時=今後の
リスク薬剤情報、処置、衛生材料調達方法

②Webカンファレンス時、重視する事

MSW: 課題は限られた時間内で意見交換できる事

CM: 表情会話から在宅療養の意思、処置の確認。

課題は短時間で情報確認ができる工夫

Ns: 在宅療養に希望する事、処置方法の確認。

課題はWeb上では自由な質問が難しい。

質疑応答:

①退院前カンファレンスの時期を早くできないか。1週間未満で調整依頼するケースが多い。入院時情報を退院支援に反映したい(MSW)

②病院とかかりつけ薬剤師の情報共有は? 退院時情報提供を受ける機会が増加中。退院前カンファレンスに薬剤師の参加を希望します(薬剤師)

③コロナ禍の面会禁止で関係構築が難しい。家族と関係構築し利用者病院情報を得ている(CM)
明日から取り組めるポイント:

政井CM: 情報共有・相談できる関係性作りが大切。
小川Ns: 連携の和を広げ、多職種の協力が必要。

アンケートより感想: 多職種連携ができると、希望の場所で望む生活が出来ると実感した。

まとめ: アンケートで研修で得たものは? の質問に89%の方が研修で得られたと回答。関係者に準備ご協力を頂き、今回の学びの高さに結びついた。座長、パネリスト、グループワーク進行役の皆様、ご参加の皆様にご心よりお礼を申し上げます。

■お役立ち情報

・新型コロナウイルス感染症対策

フローシート・フローチャート第3版について

兵庫県訪問看護ステーション連絡協議会

<https://www.h-houkan.jp/>

HPの「新着情報」2022.4.12

お知らせに、詳しい情報・Q&A
が掲載されています。

皆様に役立つ情報があります。ご覧下さい。



・神戸市栄養相談ダイヤル

食事や栄養の事で悩んでいる方が相談できる

電話相談窓口 管理栄養士がアドバイスします。

対象者 : 対象者神戸市にお住いの方

相談内容: 最近食欲がなくなってきたかも。

フレイルが心配。食事の事で聞きたい。

受付時間: 平日の月・水・金曜日 9:30~15:30

電話番号: 078-681-0031



■研修会開催予定

(詳細は西区医療介護サポートセンターのホームページをご覧ください)

開催予定日時	場所	テーマ
R4 7月11日(月)~ 8月10日(水)	オンライン (Zoom)	動画研修: 慢性腎臓病と透析(5/19開催の研修) 講師 : いでクリニック 院長 井出 孝夫 氏
R4 9月1日(木) 14:00~15:30	オンライン (Zoom)	講演「主要な精神疾患と治療」~地域生活を支援する当院のとりにくみについて~ 講師: 新生病院 院長 宮軒 将 氏
R4 10月29日(土) 14:00~15:30	プレントホール もしくは オンライン	西区市民フォーラム「(仮)在宅での看取りについて」 講師: つねみ医院 院長 常深 聡一郎 氏 おひさま訪問看護ステーション 管理者 稗田 洋子 氏
R4 11月頃(木) 時間調整中	オンライン (Zoom) 予定	「(仮)withコロナ時代の在宅医療・介護連携について」 講演: 「コロナ診療の現状」講師: 三宅内科医院 院長 三宅 仁氏 パネルディスカッション: パネリスト調整中
R4 12月1日(木) 14:00~16:00	オンライン (Zoom) 予定	多職種事例検討会 「(仮)在宅看取り事例について」 講演: 「(仮)ACPIについて」中神クリニック 院長 中神 祐介氏 事例提供者: 訪問看護師 パネリスト: 医師・訪問看護師・ケアマネジャー

西区医療介護サポートセンターは、医療、介護、福祉の関係者からの在宅医療に関する相談への対応や、各種の研修、市民の方への在宅医療・介護に関する普及啓発などの業務を行っております。医療・介護・福祉関係者の皆様、お気軽にご相談ください。

西区医療介護サポートセンター コーディネーター: 溝端・中澤

受付時間: 月~金曜日(祝日・年末年始を除く) 電話: 078-797-7830 FAX: 078-797-7831

西区医療介護サポートセンター: <https://kobe-iks.net/area/nishi>



©2013 kobe city No. R4-005

西区医療介護サポートセンターホームページQRコード



★次号は令和4年12月発行予定です

※「西区サポセン通信」Vol.1~今月号までホームページに掲載しています。上のQRコード・URLからご覧いただけます。